

県産材搬出機械化支援事業 実施要領

制定：平成23年7月14日 県材第575号

改正：平成23年8月1日 県材第724号

改正：平成24年4月2日 県材第201号

改正：平成28年4月1日 県材第225号

(目的)

第1 間伐材等の利用拡大を図るため、施業地の集約化と併せて作業路と高性能林業機械等を活用した低コスト林業による利用間伐が必要である。

しかしながら、高性能林業機械等の導入にはコスト面の負担が大きく、年間を通じた施業の確保が必要である。そこで、高性能林業機械等をより効率的に利用することが可能な林業機械のレンタルの経費に対し助成することにより、高性能林業機械等の導入を促進させるとともに、林業事業者等の搬出技術の育成につなげる。

(事業内容)

第2 福井県内で実施する利用間伐材等の搬出・積込に使用する高性能林業機械等のレンタルに対して助成する。

(事業実施主体)

第3 実施主体は、県内に本店を置く民間の素材生産事業者および県内に所在する協業体（林業者で組織する任意の団体のことをいう。）とし、過去数年において本要領第4の（2）に定める事業の実績がある事業者とする。

(補助対象等)

第4 事業の補助対象等については下記のとおりとする。

- (1) 補助対象事業費は利用間伐に伴う素材の搬出・積込等に使用する高性能林業機械等のレンタル費用とし、基本料金・機械運搬費・補償料を含む。
- (2) 補助の対象となる間伐等の事業は、県内で実施する国・地方公共団体等の公的機関が行う補助事業ならびに直営事業（下請けを含む）および法律に基づく伐採に限る。
- (3) 補助対象事業費の上限は500,000円/月・台（補助金額250,000円/月・台）とする。また補助額は千円未満切り捨てとする。
- (4) 補助対象となる契約期間は単一年度内とし、1回の補助対象契約期間は3か月を上限とする。
- (5) 1事業者当たりの補助対象の契約回数は2回/年までとする。
- (6) レンタルにかかる契約期間は日単位とする。

(補助率)

第5 補助率は1/2以内とする。

(計画書の作成等)

第6 実施主体は、事業を実施しようとするときは、農林総合事務所長、嶺南振興局長（以下「所(局)長」という。）に事前に協議したうえで、知事が指定する期日までに高性能林業機械等のレンタル利用計画書（以下「計画書」という。）（様式1-1号）を所(局)長に提出する。

2 所(局)長は、利用計画書を取りまとめのうえ、知事に提出（様式1-2号）する。

3 知事は、2の利用計画量を審査し、採択と認めた場合は補助金額を決定し、これを所(局)長に内示（様式2-1号）する。

4 所(局)長は、3の内示に基づき、管内実施主体への補助金額を実施主体に内示（様式2-2号）する。

(計画の変更)

第7 実施主体は、利用計画書の内容の変更をする場合は、第6に準じて変更利用計画書を提出し、所(局)長は、通知があったときは内容を確認し知事に報告する。

2 知事は、変更内容を確認し採択と認めた場合は、第6に準じて所(局)長に内示し、所(局)長は、この変更内示に基づき管内実施主体へ内示する。

(補助金交付申請等)

第8 補助金交付申請書等に係る事務取扱については、「福井県農林水産部県産材活用課・森づくり課所管補助金交付要綱」によるものとする。

(検査)

第9 検査は、所(局)長が命じた職員（以下「検査員」という。）が行うものとする。

2 検査員は、本要領に定める事項および別に定める「県産材搬出機械化支援事業確認検査内規」により、検査を実施する。

(報告)

第10 所(局)長は、事業完了後、速やかに事業実績を知事に報告（様式3号）するものとする。

(帳簿等の整備)

第11 実施主体は、県産材搬出機械化支援事業に係る関係書類を事業終了の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない。

(その他)

第12 事業の実施について必要な事項はこの要領に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則 この要領は、平成23年7月14日より適用する。
この要領は、平成23年8月 1日より適用する。
この要領は、平成24年4月 1日より適用する。
この要領は、平成28年4月 1日より適用する。